

## 令和6年白浜町議会第4回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和6年12月12日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場  
議場において9時59分開会した。

1. 開 議 令和6年12月12日 10時00分

1. 閉 議 令和6年12月12日 14時11分

1. 散 会 令和6年12月12日 14時11分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	廣 畑 敏 雄	2番	松 田 剛 治
3番	小 森 一 典	4番	溝 口 耕太郎
5番	堅 田 府 利	6番	正 木 秀 男
7番	辻 成 紀	8番	西 尾 智 朗
9番	水 上 久美子	10番	横 畑 真 治
11番	長 野 莊 一	12番	黒 田 武 士

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総 務 課 長	玉 置 康 仁	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民 生 課 長	小 川 敦 司	住 民 保 健 課 長	濱 口 伊 佐 夫

生活環境課長	榎本崇広	観光課長	新田将史
建設課長	清水寿重	上下水道課長	山口和哉
地域防災課長	木村晋	消防長	楠川雄平
教育委員会			
教育次長	廣畑康雄	総務課副課長	小川将克

## 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 1. 会議に付した事件

日程第1

### 1. 会議の経過

#### ○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和6年第4回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

#### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

また本日、議会散会後に総務文教厚生常任委員会、観光建設農林常任委員会の開催を予定しております。

以上で、諸報告を終わります。

#### ○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

---

### (1) 日程第1 一般質問

#### ○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

通告順1番、2番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。

質問事項は、1つとして、災害発生時における避難所の運営について、2つとして、避難所の環境改善について、3つとして、防災対策について（自助の取組支援）であります。

初めに、災害発生時における避難所の運営についての質問を許可します。

2番 松田君（登壇）

## ○2 番

おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

近年多発する夏の台風、大雨災害は、全国各地に大規模な被害をもたらしています。災害発生時には、災害対策基本法等に基づき、予防・応急・復旧・復興というあらゆる局面に応じ国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速適正化等を定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや被災者運営マニュアル等も整備されていると思います。熊本地震等での災害時に、一部自治体の避難所運営に自治体職員が関わったことにより、災害対策に支障をきたすケースが見られたそうです。国や県との連携や対口支援の受入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙を極めます。この間に職員が様々な事情から避難所運営に当たってしまうと、災害者救助をはじめ災害復旧に重大な影響を及ぼしかねないのではないのでしょうか。

そこで、当町の避難所運営について4点お伺いいたします。

まず1点目、内閣府公表の避難所運営ガイドラインには、避難所生活は住民が主体となっていくべきものとなっておりますが、当町における災害発生時の避難所運営の流れはどのようになっていますか。とりわけ、初動期の避難所に当たっては地元住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表者を選び、避難所の組織運営をつくることになっていると思いますが、いかがでしょうか。当局の答弁を求めます。

## ○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

## ○番 外（町 長）

おはようございます。

松田議員のご答弁の前に、一言、議長をはじめ皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

去る12月6日、議員の皆さんにいろいろご支援、ご理解をいただきました中で、無事白浜町東京事務所の開所式を終えることができました。ここに心から改めてお礼を申し上げたいと思います。ようやく始動させていただきました。

私は今のこの白浜町をトップとして預からせていただいている中で、私の思いは4文字であります。それは「積極果敢」、これからどんどん我々が外に向かって果敢に攻めていって、そして結果を出していく。その一番の最前線であるのが、白浜町東京事務所であると私は確信をいたしております。当日は、溝口議長、そして長野議会運営委員長、そして黒田議員もお忙しい中ご出席をいただきました。改めて感謝を申し上げたいと思います。しっかり結果を、答えを出していきたいと思いますので、どうか議員の皆さんにも、今後ともご指導をい

ただきたいと思っております。また、今2名の職員が先頭になって頑張ってくれております。どうか激励も込めまして、東京にご出張されたときには東京事務所にお立ち寄りをいただき、また活用いただけたら大変ありがたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。松田議員、冒頭にありがとうございます。

今、松田議員から災害に関する特に避難所の問題の質問であります。実は昨日、青森テレビからの依頼によりまして、青森県の約40市町村の自治体の職員の皆さんにこの8月8日のあの宮崎沖地震を受けての我々の町の対応について、そして今後の課題について講演をしてほしいという依頼があり、昨日、1時間ほど青森県のそれぞれの市町の職員の皆さんとお話をさせていただきました。もとより、青森県というのはなかなか地震というのは、近年では十勝沖地震で被害に遭われたという記憶があるんですけども、あの地域は我々と違ってこれからは豪雪という大きな災害があります。ですから我々の地域とは少し違う災害に対する向き合い方であるんですけども、いずれにしましても何が起こるか分からないこの今の時代の中で、青森県のそれぞれの自治体の市町の皆さんの危機感ということを昨日感じさせていただいたわけでありまして。その中で、今日はときあたかも一般質問の第1日目で松田議員から防災、災害の質問をいただきました。

まさに、何度も申し上げますように、待ったなしの私は課題であると思っております。あの8月8日の地震を受けて、我々はいろんな判断をさせていただきました。その中で、いろいろ教訓をもらったことも確かでありますけれども、あの日以来、町民の皆さんが、何が1つ結果としてよかったかといいますと、私は防災意識を高めていただいたかなというふうに思っております。それを町民の皆さんに頭の中に絶えず置いていただくこと、そして絶えず我々が、いろんなことが起こったときにどう行動していくのか。今、我々が役場の中におきましても、マイタイムラインといいますけれども、これは防災計画になるんですけど「いつ、何が、どこで」起こったときに我々がどう対処していくのかということ、絶えず今、繰り返しながらそれをやっておるところであります。その中で今日は、松田議員からご質問をいただきました。

特に避難所の問題でありますけれども、災害時における避難所につきましては、近年の高まる自然災害リスクから町民の命と身体を保護するために、避難情報の発令に合わせ開設し、また、大規模災害時にあつては、自宅での生活が困難となった被災者の方々が一定期間滞在し、避難生活を送るために開設することといたしております。特に大規模災害時の避難所運営に関しましては、長期化する避難所生活における課題から、避難所の良好な生活環境の確保と避難所運営に向けた取組は非常に重要であり、一人一人の自助、地域で助け合う共助、そして私ども行政が行う公助の連携が必要不可欠であるということは、言わずもがなであると思っております。避難所運営に関する詳細につきましては、担当課長より答弁をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長 長  
番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本町における避難所につきましては、風水害等の切迫した災害の危険から逃れるため、一時的に開設する場合には、町が指定する避難所に町職員を配置した上で開設と運営を行って

おりますが、大規模災害により、被災された方々が一定期間滞在し、避難生活を送るために開設する避難所運営に関しましては、本町では策定しております避難所運営マニュアルにおいても地域住民の方々が主体となって行っていただくことを原則としております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

大規模災害によって長期的な避難を余儀なくされる場合は、自治体職員も被災されたり、ほかの災害支援に携わる必要もあり、住民主体の避難所運営が基本となります。その上で欠かせないのが避難所運営マニュアルで、いざというときにマニュアルに沿って組織を立ち上げていかなければなりません。避難所運営マニュアルについてはインターネット等を通していつでも住民の皆様が自由に閲覧できるようにしていく必要もあるかと思いました。

次の質問に行きたいと思います。

内閣府の避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針には、地域住民も参加する訓練を実施することとなっていますが、避難所運営マニュアルに基づく避難所設営の訓練の実施についてのお考えはどうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

避難所運営に関する訓練につきましては、これまで各地域における防災講習会等を通じまして、座学の研修内容でしたが、実際の避難所においての実務経験をしていただくために昨年度より段ボールパーテーションの組立てや簡易トイレの組立て等を実際に行っていただく研修を実施しているところでございます。また、避難所運営に関しましては、全ての地区におきまして避難所でのリーダーとなる方々の懇談会を予定しておりまして、その内容を踏まえまして、各地区での運営、訓練につなげていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

災害は予期せぬ想定外のことも起こり得る可能性もあり、マニュアルが作成されていてもマニュアルどおりにはいかないことも考えられます。そういったことから、避難所運営に関しては本番さながらの訓練をしておく必要性を感じています。臨場感あふれる訓練をとおし、様々な課題や問題を抽出され、それらの課題等を精査し、今後起こり得る大規模災害の備えとして生かすことができると思います。また、住民の皆様もより一層の防災に対する意識の向上にもつながるかと思しますので、避難所運営マニュアルに基づく臨場感あふれる訓練の実施を提言いたします。

続きまして、3点目の質問をいたします。

熊本地震では最大1日1、400名を超えるほかの自治体職員の派遣を受け入れたそうです。内閣府の避難所運営等の基本方針によると、被災者のニーズの把握やほかの地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする避難所支援班を組織し、とありますが、当町では避難所支援班はどのように組織され、災害にはどのような働きとなるのでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

避難所支援班の位置づけにつきましては、白浜町職員防災体制に基づきまして、避難所業務を各課に割り当て、災害対策本部との連携により避難所の開設、運営を行うこととしてございます。また、他の市町村やボランティアの受入れ等の受援体制に関することにつきましては、災害対策本部の総務部で組織する受援班におきまして、人的応援の要否の状況把握、応援要請、人員の配置調整等の必要な取りまとめを行いまして、円滑な避難所運営が行えるよう計画しているところでございます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

当町の避難所支援班の体制について、避難所業務を各課に割り当て、災害対策本部との連携により、避難所の開設、運営を行うとの当局の答弁がございましたが、縦割り行政的な対応にならないよう各課がしっかりと横の協力もしながら、災害支援での組織運営も重要であると思いますので、もし今後、大規模訓練をされることがありましたら、そういった点も配慮していただくことを提言します。

次に、4点目の質問をいたします。

過去の大規模災害時に、避難所運営マニュアルが整備されていたにもかかわらず、役場職員が初動期の避難所運営に携わった事例もあったそうです。このことは、円滑な災害対応に影響を及ぼしかねないことであり、当町においても、マニュアルにある災害発生時の職員の動きを再度点検し、住民の安全確保を期すべきと思いますが、いかがでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

避難所運営に関しましては、地域住民の方々が主体となって行っていただくことを前提としておりますが、先ほど町長から答弁させていただきましたとおり、一人一人の自助、地域で助け合う共助、そして私ども行政が行う公助、それぞれが災害対応力を高め、機能することが長期化する避難所運営には必要不可欠であると考えてございます。町が開設する避難所の運営組織には、町職員も参画し、運営を行うこととしておりますが、地域の方々による避難所運営が円滑に行えるよう連携し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

2番 松田君

○2 番

大規模災害が発生すると、先ほども述べましたが、自治体職員は多数被災され、限られた人員で災害支援をしなければならないことも想定されます。また、災害発生時の自治体の主な役割として、災害対策本部の設置、災害マネジメント、住民の避難誘導など被災者支援、災害廃棄物の処理、罹災証明書の交付、各種被災者の支援策、復旧に関する様々な業務など

が挙げられます。以上のように、自治体職員は多岐にわたり職務に就かれます。避難訓練等を通し、住民の皆様にも自治体職員の大規模災害での役割を認識していただくことも大切であると考えます。大規模災害が発生した場合の職員の動きとして、最大限に職員が持つ知識や技術を生かせる体制として、いま一度各課全体での動きの再点検を進めていただくことを提言し、この項についての質問を終わりいたしますが、最後に町長より何かございましたら、よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

松田議員から、再度、私の心意気をお尋ねいただきました。もとより、思いは私も同じだというふうに思っております。議長をはじめ、松田議員、そして議員の皆さんとはこの課題については本当にしっかりと向き合っていかなければいけない。今、地域防災課の木村課長から細かいご説明をさせていただいたんですけども、先ほど申しあげました昨日の青森県の皆さんとの話合いの中で、やはり改めて我々はしっかりと向き合っていかなければいけないと同時に、私は2011年の東日本大震災以来、この13年間、もう少しスピード感を持って進めてくるべきことがあったんじゃないかというようなことも、実は8月8日以来感じておりました。こういうことを自分の目で見、現場に行き、そしてまた、議員の皆さんのいろんな意見を聞きながら、町民の皆さんのいろんなご指導もいただきながら、しっかりと向き合いたいと思っておりますので、今後ともまたご指導をいただきたいと思います。

○議 長

以上で、災害発生時における避難所の運営についての質問を終わります。

次に、避難所の環境改善についての質問を許可します。

2番 松田君

○2 番

国の中央防災会議は、6月、国や自治体による災害対応の基礎となる防災基本計画の修正を決め、能登半島地震で高齢者などの要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性が明記されています。

修正された計画では、自治体に対し、ふだんから住民らの状況を把握できるよう、保健師、福祉関係者、NPOなどと事前に調整するとともに、災害時に個人情報をごくまで共有するか、検討に努めるよう求めています。そして、避難所の保健衛生環境の整備が必要で、特に快適なトイレ環境の整備を求めています。

今年の10月に当町総務文教厚生常任委員会にて静岡県藤枝市の防災体制についての行政調査をさせていただきました。藤枝市では、災害発生時における避難所等のトイレ対策として、防災用トイレカーを導入されております。その機能として、トイレルームは男性用2基、女性用2基、多目的用2基と、合計6基の便器が設置された多目的支援車となっており、ほかにはバッテリー充電のほか、蓄電用ソーラーパネルも搭載し、貯水700リットルで1,000回の使用が可能です。災害時のトイレ対策は避難者の健康管理とともに、衛生対策を取る上でも重要であります。トイレカー、トイレトレーラーにつきましては、近隣市町では、上富田町がいち早く導入を決められており、ほかの県内市町村でも導入を決められたところも徐々にではございますが増えてきております。

ここで、当局にお伺いします。今年、元日に発生した能登半島地震から約1年となりますが、現在も多くの住民が避難所で暮らしています。国の中央防災会議は、今年6月、災害対応の基礎となる防災基本計画を修正しました。ポイントは、今回の能登半島地震で高齢者や要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性を明記しました。具体的には、市町村に対して、避難所の開設当初から、間仕切りと段ボールベッドを設置することや、栄養バランスの取れた食事、入浴、洗濯など、生活に必要な水の確保に努めることを要請されております。また、指定避難所の保健衛生環境の整備につきましては、仮設トイレなどの早期設置に加え、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーを明示し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めることを市町村に要請しました。今回の能登半島地震でも有効であったトイレトレーラーなどの配置に努力することも明記されています。トイレトレーラーは国からの普通交付税や緊急防災事業債などが活用可能であります。災害対応、応急対策の福祉的な支援及びトイレトレーラーを含む保健衛生環境の整備について、今後の当町においての取組についてお伺いいたします。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

議員ご質問の福祉的な支援につきましては、特に配慮や支援が必要となります高齢者、障害のある方、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の方々への支援対策といたしまして、避難所運営では、バリアフリーに配慮した施設の避難所指定や、パーテーションを用いた避難スペースの確保、備蓄関係では、備蓄食料の一部に液体ミルクや介護食品を加えるなどの取組を行っているところでございます。トイレトレーラーを含む保健衛生環境の整備につきましては、本年1月に発生した能登半島地震の報道や本町からの職員派遣を通じまして、災害時におけるトイレトレーラー等の有用性を認識しているところではございますが、様々な車種がある中で、本町においても有効な運用ができる仕様のものを現在調査、検討を行っているところでございます。また、去る6月議会で議員よりご質問をいただきました携帯トイレの備蓄につきましては、年次計画により想定される避難者数に1人1日5回を乗じた備蓄量となるよう努めているところでございます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

被災地でのトイレ確保は災害が起きるたびに課題となります。自助としても携帯トイレの備蓄が奨励されていますが、大災害でライフラインが途絶えた場合、復旧までに日数がかかります。2016年の熊本地震では亡くなった方276人のうち、8割超が災害関連死であったそうです。また、避難した方々の最も切実な訴えはトイレに関するものでした。トイレが安心・安全でなければ食事や水分を制限してしまい、命に関わりかねません。災害関連死を減少させるためにも、衛生的な環境でトイレを済ませることが出来るトイレトレーラーの導入を当町で検討していただくことを提言いたします。

次の質問に行きます。

次に、避難所となっている町立小中学校体育館へのエアコン設置の取組についての質問を



します。和歌山県の防災計画も見直しがされ、避難所関係については常に良好なものであるよう努めるものと明示されております。今年度、9月議会にて避難所にもなっている町内の学校体育館へのエアコン設置の必要性についても一般質問をさせていただきました。その際、町長、教育長より設置に向けての前向きな答弁がありました。できれば、来年度の予算として計上し、迅速な対応を期待しますが、設置に向けての計画状況について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

文部科学省の発表によりますが、9月1日時点でエアコンを設置している公立小中学校は、普通教室は全国で99.1%、和歌山県で100%と、ほぼ整備が完了しています。一方、災害時に避難所として使われることの多い体育館での設置率は全国で22.1%、和歌山県では15.3%にとどまっており、体育館へのエアコン設置は全国的な課題となっております。町内の小中学校には12の体育館があります。中学校には複数設置する必要のある体育館もあることから、全ての体育館にエアコンを設置するには、合わせて14か所の設置が必要になってきます。

教育委員会では、今後、全ての学校で同時に取り組んでいけるのか、また、順次取り組むのか等、また、設置方式などを含めて関係課と協議をし、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

2番 松田君

○2 番

町立学校体育館へのエアコン設置については、今年度9月議会でも一般質問をさせていただきましたが、地球温暖化等による気候変動の影響で年間を通し猛暑の期間も昔より長くなり、地域の避難所にもなっている町立体育館へのエアコン設置を一日でも早く実現させる必要性を感じております。そういったこともあり、重ね重ねの質問で大変申し訳ございませんでしたが、確認として計画状況についてお伺いさせていただきました。教育委員会の答弁より、具体的な計画はまだのようですので、来年度の予算計上で迅速な対応をしていただくことを当局に提言させていただきます。

次の質問をさせていただきます。

在宅避難者や車中泊避難者の支援について、避難所と同様に必要な支援が受けられるよう、環境改善としてあらかじめ取組を進めておく必要があると考えますが、これらの見解について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

在宅避難者及び車中泊避難者の支援に関しましては、議員がおっしゃるとおり、避難所と同様の支援ができるよう取り組む必要があると認識しております。支援物資等の配給につきましては、現在本町では、町が指定する避難所に分散し、非常食等を備蓄しているところ

ですが、在宅及び車中泊避難者の支援に関しましては、拠点施設からの配送等を充実させるため、富田地域では、平間備蓄倉庫、日置川地域では日置川消防署、そして白浜地域は本年2月の全員協議会でもご説明をさせていただきました東白浜防災施設の建設を次年度に予定しており、これら施設への一層の備蓄量の拡大を図りたいと考えております。

また、在宅避難者や車中泊避難者への情報伝達及び車中泊避難のスペース確保につきましては、和歌山県地域防災計画が本年11月に修正されたことを受けまして、本町におきましても情報伝達の在り方や、車中泊の避難所となる適地の確保について、きめ細やかな支援が行えるよう検討してまいりたいと考えております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

様々な理由で車中泊避難等をされる方の支援、また環境改善として事前にどのような支援が必要なのか等の対策を考えておく必要性も問われています。また、車中泊避難等の心配されることとして、エコノミークラス症候群のこともありますので、健康管理の支援も重要であります。当町におかれましても、様々な理由でやむを得ず車中泊避難等をされる方も想定されますので、避難所との格差をなくす支援として、少しでも安心して避難生活が送れるよう、事前対策を進めていただくことを提言し、この項の質問を終わりといたしますが、最後に町長、何かございましたら、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外(町 長)

今ちょうど議員のご質問を聞きながら、私は2011年のときに少し地域が落ち着いてから、4回、福島県、そして宮城県、岩手県、特に気仙沼市の地域に行ったときに、当時はまだ避難所も全てしっかり国が設置したわけではなくて、車中泊はどの避難所に行ってもありました。それはそれぞれの事情もあったり、あのときにはペットがあったりとか、そういういろいろな車中泊をする事情があるんですけれども、いずれにしましてもやはりあの狭い空間で何日も過ごすことは大変だなということは、本当に自分が目で見て感じたことであります。今、るるご質問をいただいた中で、我々としましても、やはり改善をしていかなければいけない課題というのがあると思います。できれば、車中泊でないような形の中でどう進めていくのかということは、絶えず我々も思っておりますので、またいろいろ今後ともしっかりと対応をしていきたいと思っております。

○議 長

以上で、避難所の環境改善についての質問を終わります。

次に、防災対策について(自助の取組支援)の質問を許可します。

2番 松田君

○2 番

阪神・淡路大震災の犠牲者の8割以上が建物の倒壊や家具の転倒による窒息死、圧死であったそうです。大地震では固定されていない家具類が転倒し、部屋中に散乱し、また、家具はただ倒れるだけではなく食器棚の食器などが落下し、散乱してけがを誘発し、避難行動を阻害する要因になります。ピアノは部屋を動き回り、テレビなどの家電製品は宙を飛ぶとい

う平常時には想像し難いことも起きています。東京消防庁が2003年から2016年に起きた大きな地震における負傷者の原因を調査し、その結果、負傷者の約30%から50%が家具類の転倒、落下によるものだったことが明らかとなっています。また、東京消防庁では、毎年、消防に関する世論調査を実施しており、2022年度の調査結果は、「全ての家具類に実施している」が7.5%、「一部の家具類に実施している」が55.1%となり、合計の実施率は62.6%となっています。いま一度、家具固定等の重要性を認識しなければならないと考えております。命を守るだけではなく、けがをしないためにも家具類の転倒、落下、移動防止対策の重要性を問われていると思います。

ここで、当局にお伺いします。当町が実施しています高齢者や障害者等の世帯を対象とした家具等の固定金具の取付事業の設置状況と利用促進での周知としての取組実態について、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

家具転倒防止固定器具取付事業によるこれまでの設置状況につきましては、平成30年度から高齢者や障害者の方等を対象とする31世帯の取付けを実施しております。また、本事業につきましては、広報及び町ホームページを通じた周知に加えまして、地域や各種団体を対象に、毎月複数回開催されます防災講習会の中で、制度説明を行っているところであり、引き続き、機会を捉えまして、周知してまいりたいと考えております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

次の質問に移ります。次に、当町の高齢者や障害者等の世帯を対象とした家具転倒防止器具取付事業における補助対象物の要件は、タンス、食器棚、本棚など1世帯3台までで電化製品は対象外となっています。現在串本町が行っている高齢者や障害者等の世帯を対象とした家具類転倒防止支援対策事業制度では、取付家具の補助対象者1世帯当たり5個以内の数量としており、かつ、電化製品2個まで対象となっています。特に電化製品では冷蔵庫やテレビなどの大型家電の固定を補助対象としています。今後、地震の揺れに対する備えを考えたとき、我が町としても取付家具の数量を増やし、併せて大型家電の固定も対象としてはとありますが、いかがでしょうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

家具転倒防止器具取付事業につきましては、周辺市町の取組状況を調査検討した上で、制度導入を行い、現在に至っております。しかしながら、本事業の利用をより普及させる必要があるとの考えから、現在は、県内市町村等の取組状況等を参考に、今後の事業について調査検討を行っているところでございます。また、現行の制度では、シルバー人材センターに固定金具の取付けを委託する契約をしておりますが、現行の委託業務のまま、大型家電の固定を対象事業に含めることが可能かどうかを踏まえまして、議員のご提言を含め、今後の制

度の検討を行ってまいりたく、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

質問でも述べさせていただきましたが、冷蔵庫等の大型家電への設置があればと思います。私もある防災研修で、大地震の大きな揺れにより大型テレビや冷蔵庫が飛ぶように倒れている映像を目の当たりにし、突如、大地震に見舞われたときに、こんなのが飛ぶように自分のほうに倒れてきたらひとたまりもないとの恐怖と、揺れが続く限り、家中に散乱したものが生き物のように床を動き回る光景があり、こんな状況の中、けがもせず、無事に自宅より脱出できるのかとの不安もよぎりました。そのようなこともあり事前の備えとして、家具や大型家電等が倒れてこないよう、金具を使い、壁にしっかりと固定させておく重要性を考えます。金具の取付けもそれなりの知識がある方にしてもらったほうが安心できると思います。特に高齢者や障害を持たれた方にとっては、自分でするよりも慣れた方に取付けをしていただけることで、大きな安心感につながると考えますので、今以上の制度内容の充実と、この制度を利用できる対象者への利用促進を図っていただくことを提言します。

続きまして、次の質問に移ります。

印南町では町内に住まれている全世帯を対象に上限を7,000円とする家具転倒防止器具取り付け補助金制度事業がありますが、当町におかれましても1人でも多くの負傷者を出さないために、同様の補助制度を創設してはと考えますが、いかがでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

家具固定につきましては、一人一人が災害に備え、日頃から取り組んでいただきたい防災対策の1つではありますが、高齢者や障害をお持ちの方々にとっては家具を固定する作業は難しく、要支援者の支援対策と位置づけて補助事業を実施しているところでございます。先ほどご答弁をさせていただきました繰り返しとなりますが、家具固定に関する補助制度の検討を行う上で、補助対象者の拡充を含めた検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

大地震の事前の備えとして、家具等の転倒防止をしておくことは、防災対策としての自助の取組として基本でもあると考えます。今ある家具転倒防止器具取付事業の支援は特定の方が対象となっていることもあり、全町民の大地震への備えの意識の向上につなげる事業としてもご提案をさせていただいた家具等転倒防止の支援として補助金制度の創設を提言します。次の質問に行きます。

地震における電気火災対策についての質問をします。阪神淡路大震災では電気を起因とする火災が注目され、東日本大震災では、本震で起きた火災のうち津波が引き起こした火災を除き、出火原因の過半数は電気関係での火災であったとのこと。このような電気火災を

防ぐためには、地震時に一定値の揺れを感知したときに通電を遮断する感震ブレーカーの設置が有効な手段の1つと考えられております。特に不在時やブレーカーを落として避難することができない場合には、有効となります。主な感震ブレーカーの種類は、分電タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプの3種類あり、また、電気を遮断するタイミングは揺れによって即時に遮断するものと一定時間経過後に遮断するものがあります。当町におかれましても大規模地震時に住宅の電気火災による被害の軽減のため、感震ブレーカーを新たに購入し、設置される方に対しての費用の一部を助成する事業を実施されておられますが、町民の皆様の意識として大地震での通電火災のリスクの重要性をあまり認識されていないように感じます。この事業を実施してからの補助金の利用状況はどうか。また、感震ブレーカーの設置の必要性について設置事業者の紹介なども含め、広く住民の皆様に周知していくべきであると思いますが、見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

感震ブレーカーに対する補助制度につきましては、本年1月の能登半島地震の輪島市で発生いたしました大規模火災の教訓から、地震発生後の通電火災を未然に防ぐための有効な対策といたしまして、町内に住宅をお持ちの方、また、町内の借家にお住まいされている世帯を対象に、今年度から新たに創設をした補助制度となっております。本町における補助制度の状況は、これまで3件の取付けが完了しまして、現在新たにお問合せが2件寄せられているところでございます。今年度の県内市町村における本補助制度の導入状況は半数程度となっており、感震ブレーカーの必要性や認知度はこれから一層広がっていくものと考えております。

本事業の周知につきましては、広報及び町ホームページを通じた手段に加えまして地域や各種団体を対象に開催する防災講習会に感震ブレーカーの実物を持参しまして、実物を手に取ってもらいながら説明を行うとともに、最寄りの電気店や家電量販店で購入、設置ができることを紹介させていただいておるところでございます。

本事業につきましては、災害時における火災予防の観点からも、消防本部と連携を取りながら、引き続き普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

2番 松田君

○2 番

感震ブレーカー補助制度につきましては、今年度より実施されている事業ではありますが、能登半島地震後に発生した通電が原因とされる火災の被害もあり、感震ブレーカーの設置の重要性を改めて考えさせられました。しかし、感震ブレーカーの設置の重要性をあまり認識されていない方も多数いると思えます。せっかくの補助制度があるので、この制度を有効に使う利用促進も進めていただき、通電火災から地域を守る取組の周知徹底を、今以上に図っていただくことを提言します。

最後の質問をいたします。

耐震改修の補助金制度についての質問をします。田辺市では、もともと平成12年5月31日より前に建てられた木造住宅を対象に、住宅の耐震改修に関わる設計や工事の費用を、

国や県の補助金を合わせて最大で116万6,000円を補助していましたが、能登半島地震で多くの住宅が倒壊する被害が出たことを受け、令和6年度から補助額を33万4,000円増額し、県内の自治体では最高額となる150万円に引き上げられております。県内の木造住宅の耐震化率は令和2年度の推計で83%ですが、田辺市内の耐震化率は令和2年度の推計で73%と、県内の平均を下回っており、当町におかれましても耐震化率は低いものと考えます。南海トラフ巨大地震が発生すると多くの住宅への被害が予想される中、補助額を引き上げることで耐震化を後押しすることも重要であります。当町におかれましても、耐震改修の補助金制度がありますが、地震による家屋の倒壊等により人命を救うとの思いで田辺市が実施している耐震改修の補助制度のような手厚い支援を実施してはと考えてますが、見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

おはようございます。

耐震改修の補助金制度について、ご質問いただきました。今後30年以内に発生が予想される巨大地震から、町民の生命と財産を守り、被害を最小限にとどめるには、住宅建築物の耐震化を進めていくことが極めて重要であると考えています。白浜町では、住宅耐震化を推進するため、国費や県費を活用しながら耐震診断および耐震改修費用の一部を補助しています。白浜町の住宅耐震化促進事業で、補助対象となりますのは、平成12年9月31日以前に着工された木造及び昭和56年5月31日以前に着工された非木造で地上階数が2階以下、かつ延べ床面積が木造住宅については400平方メートル、非木造住宅については200平方メートル以下のものとなります。実施している補助の内容としましては、1つ目に木造住宅の無料診断、2つ目に非木造住宅の耐震診断に要する費用への補助として上限が8万9,000円、3つ目、耐震改修設計審査費用への補助として上限が3万2,000円、4つ目に耐震補強設計と改修工事費用への補助、上限が116万6,000円です。5つ目に耐震ベッド、耐震シェルターの設置費用への補助が上限26万6,000円となっております。

ご質問いただきました耐震改修補助金の拡充につきましては、現在国において資材高騰による15万円の上乗せ補助が検討されており、また、和歌山県においても、耐震性のない住宅を除却し、耐震性のある所へ移転する場合の除却費の補助制度が検討されているところです。白浜町におきましても、それらの制度拡充に対応するため、必要な予算措置を行う予定としております。今後も引き続き、耐震化への意識向上を高めるため、広報などによる周知、啓発を行うとともに補助制度の情報提供や相談などによる支援を行い、耐震化の促進を図ってまいりますので、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

2番 松田君

○2 番

当町におかれましても、この制度の利用を希望される方も多数おられるとのことで、年間予定件数10件を上回る問合せもあるとお伺いしております。住宅改修には多額の費用が必要で、この制度を利用し、少しでも改修費用を抑えることができればとの考えを持った住民の皆様のご意向も高いと思います。財源のこともありますが、田辺市のような手厚い支援を今

後ご検討いただくことを提言します。

話は変わりますが、以前に自治体の防災・減災マネジメントと災害時の議会議員の役割というテーマでの議員研修に参加させていただくことができました。その時の講師の先生より、なぜ人は災害に備えないのか、逃げ遅れるのか、なぜ、行政、福祉、企業、個人等の災害対策の優先順位は低いのか、それは、自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価してしまう人間の心理的な特性としての正常化の偏見、「自分は大丈夫」によるものだとのお話がありました。人間の持つ心理として鋭い指摘であるとも思います。正直、私自身、防災に対して一般質問をさせていただいておりながら、感震ブレイカーの設置もできていませんし、自宅のタンス等への固定器具類の設置なども中途半端で、自助としての備えはまだまだ不十分な状況であります。大規模災害の備えとして、まずは自分でできる防災対策をしっかりとしておかなければならないことは重要であります。私もこの質問を機に、事前に防災対策として自分のできることをしっかりと取り組んでいかなければとの決意的な思いになりました。最後に、当局におかれましても、正常化の偏見に陥ることなく、引き続き住民の皆様の生命と尊厳及び財産を守ることを第一に、防災対策へと取組を進めていただくことを提言し、一般質問を終わりといたしますが、最後に、町長より何かございましたら、よろしくお願いたします。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外(町 長)

多分、松田議員から最後に質問があるだろうなと思いながら聞かせていただいていたと思います。先ほどからいろいろな耐震化も含めて、他の市町のいろんな状況も聞かせていただきました。大変参考になると同時に、そこまでやっておられるのかということを感じました。しっかり我々もその他の市町の水準についていけるように対策をしたいと思います。

何度も申し上げますけれども、災害というのは、今は忘れたいほどやってくるわけであり、特に我々の地域においては、いろいろな災害がありますけれども、やはり台風、そしてまた地震等の津波という部分に対して、我々が今喫緊に何をしなければいけないかという対応策というのが少し絞れてきたというふうに思います。そこに集中をして、どういうふうに町民の皆さんに安心をしていただけるのかということは、これはもう我々町の一番の大きな責任であり、義務だと思っております。しっかり今、松田議員が質問をされたことをもう一度吟味をしながら対応していきたいと思っておりますので、また、今後とも、ご指導をお願いいたします。ありがとうございます。

○議 長

以上で、防災対策について(自助の取組支援)の質問を終わります。

これをもって、松田君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 55 分 再開 11 時 00 分)

○議 長

再開します。

引き続きまして、一般質問を行ってまいります。

通告順2番、1番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は、分割方式です。通告質問時間は40分でございます。

質問事項は、1つとして、町営西越団地の環境整備等について、2つとして、図書館建設の進捗状況について、3つとして、大阪・関西万博の見学についてであります。

初めに、町営西越団地の環境整備等についての質問を許可します。

1 番 廣畑君（登壇）

### ○1 番

今年のノーベル平和賞が、日本原水爆被害者団体協議会に授与するとの発表があり、先般、オスロで式典がありました。このことについて心から喜びたいと思います。被爆の実情、核兵器の非人道性を語り続け、核兵器全面禁止を求める国際的な大きなうねりを生み出してきた被爆者の皆さんに心からの敬意を表します。核の脅威が強まる下での受賞はとりわけ大きな意味があります。核兵器廃絶宣言の町として、今こそ町として、政府も来春行われる第3回締約国会議へのオブザーバー参加、これを求めたいと思います。

さて、それでは、町営西越団地の環境整備等について、質問をいたします。

西越団地の町営住宅は昭和40年代頃建設され、多くの方々が住まれ、また県営住宅の建設、どちらが先に建設されたのか、雇用促進住宅、現ビレッジハウスも2棟建設されて、我が国の高度経済成長政策、日本列島改造論の時分には多くの住民の方が生活をし、子供たちの声もあふれていました。それから約60年、地区の環境は大きく変化し、居住者の引越しや介護施設などへ入居して在住者が年々少なくなってきております。町内会として、年何回か草刈りを実施していますが、草刈り機の使い手が少なくなっています。また、若い人が少なく、担い手が不足しています。住んでいない隣の部屋の前の庭、この前の庭の草木もできるだけ取り除くこともいたしますが、何分高齢者が多くできることには限りがあります。ぜひ、まず草刈りからお願いしたいと思います。地域住民の願いであります。

今、町営西越団地は、政策空き家として住んでいない居宅を残していますが、堅田保育園の上段の2棟10戸には住民はいません。ここは草木が生い茂り、住民はいません。整備して更地にし、災害時の仮設住宅用地として確保しませんか。

さて、今、町営西越団地の住人は、8棟約20戸30名、県営は3棟5戸7名、一戸建ては5戸7名となっています。西越集会所はプレハブ住宅であり、黒潮国体当時、昭和46年ではありますが、当時に使用をしたものを移築したと、そのように伺っています。もう半世紀を過ぎています。先般、高齢者が多いので、座敷に上がるのに大変だとのことで、「入口に手すりをつけていただいた。うれしかったよ」というふうな感謝をしておりました。あとは、まず、トイレの問題、和式のくみ取りなので、腰をかがめて座りにくい、立ち上がりにくい。こうした対応はいかがでしょうか。

また、南海トラフの巨大地震に対応する各戸別の耐震補強が必要ではないですか。まずは建物に押し潰されないように、寝室などに耐震補強を家主が、町がすべきではないでしょうか。このことについてお尋ねをいたします。

### ○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

### ○番 外（町 長）

廣畑議員より、町営西越団地の環境整備についてたゞいまご質問をいただきました。西越



団地につきましては、町営、県営団地それぞれ、私自身も私なりに、現状を把握させていただいております。

その中で、町営住宅というのは昭和42年から昭和49年までの間に建設をされたというふうに聞いておりますけれども、当時は今、議員のご質問がありましたように、高度経済成長が始まったばかりの時期でありまして、思い起こしますと、当時のはやった言葉に文化住宅というような言葉がありました。今議員の質問を聞かせていただいて、あのときは大阪府を中心に、いろいろ文化住宅というのが国の支援の下で造られていった。何か日本の我々のこの時代の将来的に夢があるのではないかという、そういうことを思い起こすような文化住宅という言葉であったというふうに思います。

しかし、あれから半世紀以上の年月が過ぎました。文字どおり、今申し上げましたように、町営西越団地ももう大方60年近い建物であります。この役場と同じような年代に建ったものであります。今るる言われました部分の中で、やはり耐震化等も含めて、トイレの話はもう誠にこれは切実な話、問題だというふうに思っております。

ただ、60年近くたった今、我々は、全般として、この町営住宅というものの在り方、公営住宅というものの在り方をやはりどうしていくのかという、私はもうここは、それこそ将来に向けて考えていかなければいけない時期になっていると思います。ただいま住まわっている皆さんにとっての環境をどう直していくのかというのは、これはまた、切り離れた話でありますので、今いろいろ細部にわたって環境整備等のご質問をいただきました。

政策空き家としての売却やあるいはまた、解体、撤去等の検討も含めて、今私が申し上げましたように、今現在住まれている皆さんの環境整備とは別に、将来的に町営住宅としての在り方を考えていかなければいけない時期なのかな、少し質問の中身とは別な答弁になったかと思っておりますけれども、環境整備、施設整備、あるいは維持管理につきましては、建設課長から答弁をさせていただきたいと思っております。

#### ○議 長

番 外 建設課長 清水君（登壇）

#### ○番 外（建設課長）

町営住宅敷地内の日常管理につきまして、基本は入居者の方々で行っていただくことになっていますが、管理することが危険な傾斜の急な斜面、政策空き家区域につきましては、毎年定期的に草刈りを実施しているところです。また、入居者のいない空き家周辺につきましても、長年放置され、雑草が繁茂しますと、地域の方や特に隣接する入居者にご迷惑をおかけすることになりますので、衛生面や生活環境においてもできる限りご迷惑にならないよう状況を把握し、維持管理に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2つ目の町営西越団地の政策空き家についてですが、議員ご指摘の政策空き家については、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、売却や解体、撤去の検討を進めているところです。また、近い将来発生する可能性が高い巨大地震をはじめ、近年多発する大型台風や局地的な集中豪雨による風水害、土砂災害により多くの建物の倒壊が予想されます。被災者に対し、仮設住宅の供与が必要であると考えますが、議員ご質問の箇所は、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域となっており、災害時の仮設住宅の建築場所には2次災害の危険性がありますので、住宅用地とすることは困難であると考えています。

続きまして、3つ目です。町営西越団地の耐震化についてです。トイレにつきまして、安

心・安全に使用していただけるよう手すりを設置し、対応したいと考えています。また、耐震化につきましても、建築基準法改正前の建物の多くは既に耐用年数が過ぎており、老朽化も進んでいることから、耐震改修を行うことも困難と考えております。そのため、現在の入居者の退去後は政策空き家として除却を予定しています。今後は耐震性のある団地への移転、住替えや売却及び解体、撤去等も検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

答弁漏れはございませんか。

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

1 番 廣畑君

○1 番

再質問ですが、先ほどの答弁の中で、草刈りについて、定期的に草刈りをしておるということでありましたけれども、大体草刈りというのはご存じだと思いますが、年1回ではあきませんし、何回かせんなんと。私は丁寧にして4回ぐらい、それでなかったらやっぱり3回ぐらいはしないと、季節に合わせてしないといけないのではないかと思います。それで私が草刈りをするわけなんです、隣近所とか、それからまた田んぼの畦畔の草刈りもあります。迷惑にならんようにということで考えておるんですが、そうした頻度が、先ほども言いましたけれども、町内会の会長なり役員が何人かでやるなら、面積も広いし、なかなかつらいよというふうな話でした。お聞きしましたらね。そういった環境について考えていかなあかんのではないかなということを思います。

以前、東北の震災後の秋に、9月の豪雨でいろいろ浸水もしたところも大変多くありました。そのときに、浸水して家財道具をどけたりいろいろするのに、町に問い合わせたら、ここを使ってくださいということで町営西越団地のところを紹介していただいたということですが、開けたら、部屋は住めるような状態ではなかったし、風呂も見たら傘を差して風呂へ入るとのことかと、そのときはなかなかおとなしい人なんですがかなり怒りまして、それだけ管理ができていない。政策空き家といったらとても聞こえはいいんですけども、政策空き家として残しておく。だから人を入れないで撤去していくということですね。災害が起きたときにすぐ入れるようなところはもちろん民間もあるんでしょうけれども、その話を私らも聞いてびっくりして、その話というのは、風呂へ傘を差して入るのかという話です。きちんと管理をして、紹介するところはそういう雨漏りがない、屋根がきちんとついてある。古い話になりますけれども、町がそういう対応だったというふうなことがあるんです。直接私は聞きました。格好は政策空き家なんだけれども、そこへは入れないということなのだろうし、そういう点について、どのように考えていくのか、紹介をしていく、災害が起こったときに入っていただく場所についてどのように考えておられるのか。それを聞いたときにえーっと思ってびっくりしました。だからそのことについてちょっと紹介をしていく。困った人が、例えば火事で焼け出された人がどういうふうなところへ行くのか、その行き先というのはどうなっているのかと思うので、追加の質問ですが、そのことについてちょっとお答えいただきたい、このように思います。

○議 長

廣畑議員に確認をいたします。まず1点目の草刈りにつきましては、回数についての質問

でよろしいですか。それで2点目の政策空き家等については政策空き家の管理状態についてということでもよろしいでしょうか。

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

1点目の草刈りにつきまして、頻度を増やすことを考えていきたいと思います。今現在、当町の職員でもやっているところがあるんですが、手が回らなかつたら委託等を考えて、その辺の頻度を考えていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

今ご質問が廣畑議員からありました。この政策空き家等につきましては、私も今の話、これはいつの話なのかなと思いながら聞かせていただきました。先ほど少し火事で家を失った方は、今年安宅地区で火事があったときに全く住めなくなって、安宅地区にある町営住宅を紹介して、そこはすごくといっても、そんなに快適な空き家ではなかったんですけども、使っていただいた方には満足をいただいたようでありまして、使えるような空き家、あるいはもう全然使えないような空き家、そこはしっかり我々も見極めてやっていきたいと思っております。

先ほど経験されたようなそういうことがないように、我々としては、しっかりやっていくということはお約束をさせていただきたいと思います。ただ、全般としてやはり、空き家をどうしていくのかということにつきましては、先ほど答弁をさせていただいたような中で進めていかせていただけたらなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再々質問があれば、これを許可いたします。

1 番 廣畑君

○1 番

町長からの答弁、あるいは課長からの答弁をお聞きしました。今住んでおられる方、数も言いましたけれども、災害になって、地震で揺れてそれで逃げるところ、集会所とか西富田小学校ということになっていると思うんです。町営西越団地から高齢者が、集会所は当然潰れている可能性が高いです。同じように黒潮国体のときのものを持ってきたというふうなことを聞いたんです。それで、そういう中でやっぱり耐震をどういうふうにしていくのかというようなことも考えるわけなんですけど、やっぱり、そういう意味では、何年たっても、町が個別に住んである方の命を救っていくというようなことをしなければならぬんです。先般、先ほど松田議員も防災についての様々な質問をされていましたが、この方々の人権をどういうふうにしていくのか、命をどういうふうにしていくのかということだと思っております。

再度お願いというか、考え方として、今住んでいる方々に対する政策というか、防災の政策としまして耐震化、部屋全体ではなしに夜間寝るところの部屋を耐震化するという個人に任せずに町として最低限の命をも守れる、潰されない、そういうふうなことで町とし

て、耐震をしていく、命を守っていくことが必要と違うのかなと、そのように思うんですが、どうでしょうか。そのことについてお尋ねをします。

○議 長

耐震化についての再々質問であります。

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君

○番 外 (町 長)

今、お聞きさせていただいて、1つのルールがありますよね。先ほどの松田議員の話ではないですけども、町として全面的にできるのか、あるいは補助金という制度の中でできるのか、そういうことが1つの町が運営していく中でのルールだと思います。ただ、やはり今廣畑議員が言われたように、町営西越団地に住まれている人の生活実態がどうなのか。それが果たしてルールどおりの形の中でやっていけるのか、いけないのかという、生活状況、実態があると思います。ですからそこはまた、私も今どんな年齢の方でどんな状況の中で住まわれているのかということは詳しく把握はしておりません。具体的にそういうこともまた聞かせていただければ、町としてどういうふうに対応していったらいいのかということ、これはルール・イズ・ルールだということではない部分も、私は出てくると思いますので、そこは実態を見ながら、町としてどういうふうに向き合っていたらいいのかということは考えていきたいと思っております。

○議 長

当局の答弁が終わりました。これをもちまして終了してよろしいですか。

再々質問があれば、これを許可いたします。

1 番 廣畑君

○1 番

答弁はもちろんいただいたのですが、住まいは人権やというそういう言葉が、言葉とか、そういうふうと思うんですね。これは最近、世界でもそういうのが、命を大切にしてい、人権を大事にするというふうなことがあります。世界的にもそういうふうなことが言われておりますので、そういったことを一遍、僕もそうですけれども勉強をして、そうした住宅に住まれている人の人権をどのように保障していくのかというようなことも考えていただきたいと思います。そのことについて、提案して、このことについては終わります。

○議 長

以上で、町営西越団地の環境整備等についての質問は終わります。

次に、図書館建設の進捗状況についての質問を許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

図書館建設の進捗状況についてお伺いします。「図書館の自由に関する宣言」採択70年になるわけですが、今年がなります。誰でも読みたい本が自由に無料で読める、それを権利として尊重し、当たり前にしよとするのが公共図書館であると。国立国会図書館のカウンターには、「真理がわれらを自由にする」とあります。これは、さきの第2次世界大戦の後の話であります、こうしたことであります。「真理を追求することは、主権者である私たちの求めるところでもあります」、これは東京の図書館をもっとよくする会の松島茂という方のコラ

ムの1節であります。

さて、町立図書館は児童図書館として建設され、あと少しで半世紀、開館から大江町長で7代目の町長となります。6月議会では、町長の認識と建設の意欲をお聞きしました。また、教育長には、「生涯学習施設としての他の施設との複合施設として多くの世代との交流拠点としても検討していく」との答弁をいただきました。この10年余りの議論でいろんなことをためてきた関係者の思い、この思いを大切にしながら早く確実に進めていただきたい。進捗状況についてお尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

今廣畑議員から図書館建設の取組についてのご質問がありました。6月議会でも答弁をさせていただいたと思いますけれども、図書館というのは、前にも申し上げましたように、やはりその地域その町の私は文化度の1つのバロメーターだということは、前回もお答えをさせていただいたと思います。全般的に、我が町の図書館をどうしていくのか、1つに集約をしてやっていくのかということとは別に、ご存じのように平間地区の児童館につきましては、これはもうしっかり造っていかねばいけないという方向で今我々もやっております。その中で、地元からの要望もありますけれども、図書館を併設してもらえないか、児童館の中に図書館を造ってもらえないか\*ということは、我々も今、前向きにしっかり取り組んでいっておるところであります。

先般、中央公民館の中にある図書館そしてまた柳橋のところにある旧来からの図書館、そして栄地区、日置川拠点公民館の中にある図書館を見せていただきました。それなりにやはり、時代の産物かなというようなことも思いながら、中央公民館につきましては狭い限られた空間でありますけれども、2階にある茶室を下に移して、あの茶室の空間を使えば、もう少しスペースとしては図書館的な機能を持てるんじゃないかとか、今申し上げましたように、手前の柳橋のところにある図書館も旧来からの図書館でありますけれども、やはりそこも見直していかねばいけない。ですからそういうことも含めまして、本に親しんでもらえる、今こういうIT時代の中で本離れということがよく言われておりますけれども、本をしっかりと身近なものに、子供たちにとっても、我々世代にとってもそういうようなことが身近な存在にまた置いていけるような、そういう図書館づくりをしっかり考えていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いをしたいと思います。

○議 長

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

町長の答弁と重複することもあるんですけれども、私としての考えを述べさせていただきたいと思っております。

図書館は、町民の読書活動を推進していくことだけではなく、日常生活での課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を収集することができる場として、また、読み聞かせの実施や誰もが利用できる学習スペースなど、生涯学習拠点として非常に重要な施設であると考えています。

【※P23に訂正発言あり】

教育委員会としましては、多世代が集うことができる新たな地域交流拠点となる複合施設になるよう取組を進めてまいりたいと思います。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

1 番 廣畑君

○1 番

町長、教育長の話聞いて、ぜひ早く取り組んでいただいて、相談をしながら、前の10年、ほぞをかみながらきた関係者の皆さんに納得のできる、そのときの状況とまた違うと思いますが、ぜひお願いしたいということを申し添えて、このことについては終わります。

○議 長

以上で、図書館建設の進捗状況についての質問は終わりました。

次に、大阪・関西万博の見学についての質問を許可します。

1 番 廣畑君

○1 番

大阪・関西万博の見学について、来年の大阪・関西万博の学校からの参加は、町内の中学校だけとのこととあります。バス駐車場のガス噴出や水分補給の問題など、また、下見での事前調査など、どのように改善されてきていますか。各学校の慎重な決定が必要と思いますが、進捗状況はいかがですか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

廣畑議員から、大阪・関西万博見学についてのご質問をいただきましたので、お答えいたします。

6月、9月議会でもお答えしましたように、教育委員会としまして、大阪・関西万博は、次代を担う子供たちが世界各地の英知を結集した最先端の技術に触れることができる貴重な機会であると考えています。ただ当然のこととありますが、学校教育において安全確保は最も重要な1つであり、安心・安全が確保されていないと効果的な学習をすることができません。どのような学びにおいても、安心・安全な取組、環境づくりは最重要であると考えております。9月議会でもお答えしたように、メタンガス対策や猛暑対策を含めた日本国際博覧会防災基本計画が出され、それに沿って対策がなされています。

なお、参加希望校は見学予定日が決定し、パビリオンの予約の申請をしているところです。さらに、来年1月に入ってから、和歌山教育旅行サポーターズ事務局を通じ下見の受付を開始する予定とのこととあります。下見をどの時期に行うかについては、各学校の希望日を和歌山教育旅行サポーターズ事務局が申請し、博覧会協会が回答することになっています。今後、参加希望校においては、下見だけではなく、教育委員会、和歌山教育旅行サポーターズ事務局と連携を密にして、安心・安全な取組を進めるように、また、学校から保護者や子供への周知をしていくよう指導していきます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

1 番 廣畑君

○1 番

教育委員会として、万博事務局とのやり取りの中で安全面で容認できない、そういう事態があると判断をしたら、参加中止ということ各校に指導することはありますか。このことについてお尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

安心・安全な環境が保たれないということであれば、行く行かないについては学校が判断することではありますが、教育委員会として十分に指導していきたいと思えます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再々質問があれば、これを許可いたします。

1 番 廣畑君

○1 番

それでは、大阪・関西万博については、今の教育長の答弁で、ぜひ安全面がうまいこといったら行くと、行けると。そやけれども指導はしていきますよというお話だったので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

これで終わります。

○議 長

以上で、大阪・関西万博についての質問は終わりました。

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

（休憩 11 時 40 分 再開 12 時 58 分）

○議 長

再開します。

町長より、発言の訂正の許可を求められていますので、これを許可します。

番外 町長 大江君

○番 外（町 長）

先ほど、廣畑議員の図書館建設の進捗状況についての一般質問の答弁の中で、児童館建設について、「地元区から図書館の併設の要望があった」と答弁をいたしましたけれども、「白浜町から児童館建設時に図書館を含む複合施設としての建設をお願いした」と答弁を訂正させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

廣畑議員も訂正の了承をよろしくお願ひいたします。

長野議会運営委員長より報告を願ひます。

11 番 議会運営委員長 長野君（登壇）

### ○11 番

休憩中の議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

本日は、3番 小森議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

### ○議 長

委員長報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

通告順3番、3番 小森君の一般質問を許可します。

小森君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は、90分でございます。

質問事項は、1つとして、日置川地域の夏のイベントについて、2つとして、子ども食堂の支援について、3つとして、ガンバクラブ（学童保育所）の移設について、4つとして、空港対策室の設置についてであります。

初めに、日置川地域の夏のイベントについての質問を許可します。

3番 小森君（登壇）

### ○3 番

ただいま議長の許可をいただきまして、これから4つのテーマについて一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず初めに1番、日置川地域における夏のイベントについてであります。

令和6年の歩みも残り僅かとなりました。時間の経過の早さに毎日驚かされる限りであります。この1年、私たちが住む和歌山県では、紀伊山地の霊場と参詣道がユネスコの世界遺産登録からもう20年という節目の年を迎えています。新型コロナウイルスが2類から5類へ移行となり、コロナ禍以前の生活へと戻りつつある中、この1年、町内をはじめこの紀南地域には、以前にも増してインバウンド、訪日外国人旅行の方々を多く見かけています。世界遺産登録への大きな足がかりとなった南紀熊野体験博が、平成11年（1999年）に開催されていきました。旧日置川町では、南紀熊野体験博の一環として、日置川祭りが実施され、当時は様々なイベントが行われていました。とりわけ日置川祭りのフィナーレを飾る花火大会は、多くの方々を魅了し、盛大に行われていたと伺います。そしてその後数年間にわたって開催されていたと、当時の資料ではそのように記録されていきました。25年も前のことでありますから、当時の日置川町は、現在よりも町や地域にも活気があったことと存じます。現在の推計人口は約2,700人ぐらいだと言われてはいますが、25年前は恐らく今の倍、五千数百人ほどの人口がおられたと思います。当時を知る方々は、当時の日置川祭りや花火大会のすばらしさが忘れられない、もう一度日置川地域でも花火大会を開催してほしい、また、そうすることでこの地域が少しでも活気づいたらうれしいと、そのように言われる地域住民の方々の声が増え始めたことを受けて、私は、令和4年12月定例会において、今から約2年前ですけれども、この場で一度、花火大会実施に関係する一般質問をさせていただいた次第であります。その際、「花火大会を実施したとしても、日置川地域がすぐに活性化するという事は難しいかもしれません」と。しかしながら、花火大会を実施することで、地域の機運が高まり、1つにまとまっていき、地域の活性化へとつながる、そのような指標を、道しるべとなることではないか、そのようなことを一般質問させていただきました。



そうした中、日置川地域の住民の方々の熱意と取組をはじめ、花火大会を覚えてくださる多くの方々のご尽力によって、昨年2023年の8月、日置川町商工会主催の昼市・夜市のイベントの中で、最後に、日置川河口付近において、約20年ぶりに花火大会を実施する運びとなったというわけであります。そして今年の9月にも無事開催することが許されました。時間は15分ほどの短い時間でありましたけれども、鑑賞された方々からは、「こんなに間近で見られてすごく感動した。来年もぜひ開催してほしい」、また、「地元を離れている子供たちや孫たちも、日置川で花火大会が開催することで楽しみに帰ってくる」と、そのような声が、この2年続けて花火大会を実施したことで、そういう地元住民の方々の声が日々大きくなってきているわけであります。

そこで町長にお尋ねします。昨年と今年、2年続けてでありますけれども、日置川地域で花火大会が開催されましたが、かなり多くの方々から反響が届いています。そのようなことを受けて、町長はどのようにお感じになられていることでしょうか。答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

小森議員の質問に答えたいと思います。花火大会を見てどう思ったかということで、大変、日置川地域の皆さんのふるさとへの思いが私は凝縮された花火大会であったと思います。昨年の2023年のときに私も見せていただきました。今年はちょっと日程が合わずに参加できなかったんですけども、最近町長にならせていただいて、日置川地域もよく行かせていただいています。来年、厳密に言えば再来年の2026年が合併20年であります。でも年度的に言えば、来年度令和7年度で合併20年ということになるわけでありますけれども、いろんな思いの中で、旧日置川町そして旧白浜町とが合併をされた。当時の合併を進められた皆様のご労苦というのは大変であったと思います。お互いが日々こうしてふるさとで生活をしていく中で、かつてと違う景色になっていく寂しさというものもあろうかと思えますし、同時に、次の時代に向けてやはり息吹を感じる時にも私はあると思えます。そういう中で花火大会、もうまさに日置川町商工会を中心に、自主的にされたということは、大変敬意を表したいと思えます。その中で、町がどう向き合っていくのかというようなことのご質問でもあったかと思えますけれども、各地区でそれぞれの地域が自分たちの地区を盛り上げたい、あるいは町内会を盛り上げたいというような、こういうことを思われて、それぞれ工夫をされて、特色あるいろんなイベントをされておられます。そこに我々が町としてやっぱりどう向き合っていくのかということは、なかなか全てに対して、いいことをされておっても、なかなかやっぱり難しい部分があります。「石の上にも3年」という言葉がありますけれども、去年、今年と続いてきたこの花火大会、来年はそれが本当に定着していくのかどうかという、私は来年3回目というのが今申し上げた石の上にも3年という、ここがこの花火大会のこれからの1つの試金石になっていくのではないかなと、そんなことを思いながら今質問を聞かせていただいております。

ですから、1つにまとまると、地域がふるさとがお互いが、私はいろいろと腐心をされて皆さんが1つになってやられていることをどこまで応援ができるのかということは分かり

ませんけれども、いろんな町の、今申し上げましたそれぞれの地域がやっておられる独自のイベントに対して我々がどう向き合っていくのかということは、おのずと限界が出てくるわけでありまして、この花火大会、日置川の花火大会、来年、今申し上げました3年目、どういふふうに定着をしていくのか、どういふふうに皆さんが関わりを持たれた日置川地域の皆さんがされていかれるのかということ、私は見守っていきたいなど、こんなふうに思っております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

町長から1つの方針というか、方向性を伺いまして、ありがとうございます。本当に続けていくことの難しさというのは、どの事業においても同じかと思うんですけども、これだけ少子高齢化、人口減少がしている地域にありまして、この1つの事業をこれだけ取り組むということでも、本当に地域住民を挙げて大変なことでありますので、そういうことも含めて、温かく見守っていただいて、また、何らかの必要性が出てくるときには、ぜひそのような温かい手を差し伸べていただければと思います。

それでは、この件については質問を以上で終わります。

○議 長

以上で、日置川地域の夏のイベントについての質問は終わりました。

次に、子ども食堂の支援についての質問を許可します。

3番 小森君

○3 番

2問目は、子ども食堂の支援について質問をさせていただきます。まず、小見出しとして1番目の質問は、子供たちを取り巻く現状という形であります。

全ての子供が将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、令和5年4月に、こども基本法が施行されました。子供の声を聞き、子供の視点に立った取組を進めることが、こどもまんなか社会の実現につながっている、そのように言われています。しかしながら、2022年（令和4年度「国民生活基礎調査の概要」）これは厚生労働省が実施された調査でありますけれども、その2022年度版に実施された調査によれば、日本では9人に1人の割合で子供が貧困状態にあると言われ、ひとり親家庭においては2人に1人の割合となっていると言われております。また、子供たちが抱える困難は何も貧困だけではありません。家族の世話や介護を担い、子供らしい生活を送れていないヤングケアラーと呼ばれる子供たちもいます。さらには、不登校とみなされる小中学生は、毎年増え続けており、2023年度、令和5年度、昨年度ですけれども、和歌山県内でも年間30日以上欠席した小学生は917人、中学生では1,355人であったと報告されています。小学校では6年前の統計よりも4倍、中学校では約2倍になっていると、そのように報告されておりました。本日は、子ども食堂に焦点を当てて一般質問をさせていただきますが、子ども食堂とは元来子供が1人でも行ける無料または安価な食堂、そのように言われています。しかし、それだけを指すのではなくて、それとともに、地域交流の場としての安心できる居場所でもあると、そのように子ども食堂は位置づけられています。

そこで、現在、白浜町内に暮らす子供たち、児童・生徒の生活実態、具体的に言えば貧困

問題を抱えているご家庭等は一体どのぐらいあることでしょうか。また、さきの長期休暇である夏休み中の子供たちの様子は一体どうだったのでしょうか。

まず、初めに、そのところを当局の答弁よろしく願いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

議員よりご質問をいただきました。各学校における不登校児童・生徒や要配慮の児童・生徒については、毎月報告を受けております。また、情報共有が必要な場合は、その都度報告を受け、必要に応じて関係機関と連携を図っているところがございます。ただ、夏休みなどの長期休暇中は、児童・生徒の状況把握をしにくくなりますが、気になる家庭については各校、登校日やクラブ活動の際や定期的に連絡を取ったりすることで、状況を把握するよう努めております。

今回、小森議員よりご質問がございました経済上問題を抱えている家庭の様子については、この夏休みには特に気になる報告を受けておりません。しかしながら、気になる家庭については各校で情報を収集できるよう指導し、連携を取るよう再度確認をいたします。

○議 長

3番 小森君

○3 番

それでは、続いての質問をいたします。2問目は町内における子ども食堂の実態と開設に向けての取組であります。現在白浜町において定期的に子ども食堂が開設されている施設はありません。NPO法人白浜レスキューネットワーク代表の藤藪庸一氏が長期休暇である夏休み中、保護者が就労している間、キリスト教会の1室において子供たちが安心して過ごせる空間、そういう場所を提供しているそうであります。その際、1人100円を徴収し、昼食の提供、つまり子ども食堂を開設しています。また、現在は、毎月1回、ゼロ歳児から2歳児ぐらいの乳幼児とその保護者のためのささやかな子ども食堂も展開していると言われております。

和歌山県では、2022年に岸本知事が誕生して以来、県内全ての小学校区で、約200か所ありますけれども、子ども食堂を開設することを目指しており、2023年度末では71か所が運営されています。今年度で既に5か所ほどが追加されました。一方、白浜町内の小学校区では、常時開設している子ども食堂は1か所もありません。2023年6月の県議会定例会においては、子ども食堂関連の補正予算が可決承認され、その際子ども食堂の開設に向けて、県は市町村や社会福祉協議会などを通じ、団体などに協力を呼びかけたい、そのように述べられていましたが、白浜町としてそのような呼びかけ並びに働きかけ等々はされてきたことでしょうか、答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

子ども食堂を始めようとする方や運営している方を支援するために、平成28年、和歌山子ども食堂支援事業補助金が県において創設されております。町におきましても子ども食堂

の開設に関する団体等からのご相談がございましたら、こうした県の補助制度をご案内するとともに、開設に向けた支援を県とも連携して行うことを昨年の9月議会におきまして答弁させていただいたところです。

新たな子ども食堂の開設に関するご相談は、現在のところ、町に寄せられておりませんが、食事だけでなく多世代交流拠点として活動している子ども食堂も全国的に多く見られることから、白浜町社会福祉協議会が各地域で開催しているサロン等に地域の子供たちも参加できるような取組ができないか、ご相談をさせていただいているところです。

子ども食堂の開設に当たっては、施設の問題や食事の提供と言った課題もございますが、少しでも興味を持っていただける団体等がございましたら、町からも開設に向けた働きかけを行ってまいりたいと思っております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

3つ目は、開設に向けた問題というテーマで質問いたします。

もちろん子ども食堂開設については、全国的に見渡しても、主にNPO法人やボランティア団体が中心に活動しているため、例えば施設の確保や食材の確保、さらには一番難しいのは人材の確保と言われております。どの方面から考えてもなかなか容易なことではありません。和歌山県も、子ども食堂開設に向けては、設備購入や改修に最高40万円を支援すると明記されていますが、実際のところ、運営面だけを考えても相当高い壁があると、実際は言わざるを得ないと思うのです。

そこで、今後、町内で開設する際、町独自の支援等が十分に整えば開設できる機運が高まってくると思うわけでありましてけれども、その辺りはどうでしょうか。当局の答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

全国的に子ども食堂の運営は、NPO法人、それからボランティア団体が担っており、運営に当たっては基本的に企業や個人からの寄附、また、提供された食材などをもって食事の提供などが行われています。開設時には設備や備品購入費に対しまして県からの補助制度がございますが、開設後の運営経費に対しましては県からの補助はございませんので、県下の子ども食堂が開設されている市町村では独自の制度を設けているのか、また、その内容等につきましても一度確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

3番 小森君

○3 番

続けて4番目の質問に行きます。

次に、開設に向けた支援策等について質問させていただきます。

定期的に子ども食堂を開設する場合、さきの藤藪氏と協議したところ、まずは施設の確保が必要であると言われてきました。現在、限定的にキリスト教会の施設を使用しているが、長期休暇以外の施設利用に際しては、子供たちに対して十分な対応が難しくなってくると。むし

ろ調理スペース等が設備されている公の施設が無償で借用することなどができればと申しておられました。そして2点目はやはりボランティアスタッフ、人材確保であります。限定的に開催している間は藤藪氏個人の関係者が無償のボランティアとして奉仕してくださっていますが、定期的に、例えば週に1回とか月に何回とか定期的となれば、どれほどのスタッフを集めることができるだろうか。そして3点目は、食材の確保であります。夏休み中は子ども食堂の働きに対して提供してくださる食材入れの箱を、あるスーパー等に設置させていただいて、そこに買物客が寄附してくださると。あるいは民間施設等で、賞味期限間近の非常食の提供等があって、それを用いて食事を提供したと言われていました。もちろん今後定期的となれば、運営費等が大きな負担となってくることも十分想定できることであります。

そこで行政として、このような問題に対して具体的にどのような支援体制を構築することができるのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

小森議員からもございましたように、子ども食堂の運営においては、施設やボランティアスタッフの確保といったことに加えまして、特に無料または安価な食事を提供するために必要となります食材の確保が、子ども食堂の運営を継続する上で大きな負担になるのではないかと考えております。現在白浜町社会福祉協議会の新たな試みとして、余った食料品やお菓子、それから農産物などを集め支援を必要とする個人や団体に提供する食料品支給事業の実施が予定されています。当面は経済的な支援を必要とする個人への提供となっておりますが、子育て世代等を含めた子供への支援という観点からも、将来的に子ども食堂への食材の提供につきましてもお願いしているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 小森君

○3 番

次は、5つ目の質問、実現への取組というテーマで質問します。今年、和歌山県社会福祉協議会や食堂の運営者たちが、食材を提供してくれる企業や個人と食堂のマッチングなど、幅広い支援を担うことで、各施設の運営を安定化させたり、開設数を増やしたりできる環境を整えていくために、和歌山県子ども食堂応援ネットワークという団体を設立されました。町独自でそのようなネットワークを設立することは大変困難であるかもしれませんが、少なくともそのような取組に代わるような体制をつくることで、定期的に子ども食堂が開設できる環境が整ってくるのではないだろうか。具体的に言えば、町広報紙等を用いてボランティアや食品ロスへの呼びかけ、新規開設の相談等の支援を上げることができると思いますけれども、そういうことについて当局の答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

和歌山県子ども食堂応援ネットワークにつきましても、子ども食堂を始めようとする方や、既に実施している方の交流の情報共有の場でもありますので、関心のある方につきましては、

ぜひ幅広く活用していただきたいと思っております。また、町としましては、子ども食堂に少しでも関心を持っていただけるよう、県が創設しました和歌山子ども食堂支援事業補助金の紹介、それから白浜町社会福祉協議会が新規事業として実施を予定しています食料品支給事業につきましても、広報紙等を通じて、広く周知することで気軽にご相談いただけるきっかけになるものと思っております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

子ども食堂について最後の質問をさせていただきます。

夏休みに何度か開設した子ども食堂には、1回平均15名の子供たちが参加されていたと、そのように藤藪氏から取り組んだ内情と申しますか、実情を教えてくださいました。また、今でも毎月1回開設されている乳幼児と保護者の子ども食堂には約40名が出席されているそうです。初めにも申しましたが、子ども食堂は、子供が1人でも行ける無料または安価な食堂だけを示すのではなく、それとともに、地域交流の場としての安心できる居場所でもあると申しましたが、こどもまんなか社会の実現を目指す上で、貴重な子ども施策ではないかと思うわけであります。

最後に、この町の子供たち一人一人が幸せな生活を送ることができるために、このような取組に対して、町長はどのようにお考えでありましょうか、最後に町長の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 大江君

○番 外(町 長)

今小森議員の子ども食堂に対する質問をいろいろ聞かせていただいております。本来ならば町や、あるいはいろんな公な団体がしっかり向き合っていければいいんですけども、制度的にはやはりやってあげようという1つのボランティア的な精神の中で、じゃあ、我々町がどうそこにいろいろ一緒にやっていったらいいのかという、制度的にはそういう制度であります。今、町内では1か所ということで、藤藪さんところですかね、今やっていただいているということは、大変ありがたいことだと感謝をしながら、今聞かせていただいております。私どもも、制度的にもそこを十分考えながら、1つでもまた増えていく、増えていってもらって、こういうことをいろんな機会にお願いをさせていただければいいかなと、そんなことを思っております。今後ともまた、いろいろ知見のある小森議員でありますので、いろんなことをまたご示唆いただければありがたいなというふうに思っております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

町長、答弁ありがとうございます。本当に実際、このような地方都市で継続して子ども食堂を運営していくというのは本当に難しいです。私は藤藪氏とこういうお話をさせていただいたときに、今は夏休みだけですけれどこれが例えば冬休み春休みと、子ども食堂を開設する機会が少しでも増えてくることで、地域の子供たちが安心できる、そういう場所が本当に少しでも広がっていく。そのために、町としても地域としても少しでもどのように関わっていけるだろうか、そういうことを真剣に考えていただくことで、この白浜町の子供たちが本

当に少しでも安心できる場所を増やしていけるんじゃないかと。そういう思いを持って質問させていただきました。

以上であります。

**○議 長**

以上で、子ども食堂の支援についての質問は終わりました。

次に、ガンバクラブ（学童保育所）の移設についての質問を許可します。

3番 小森君

**○3 番**

続いて3番目、ガンバクラブ（学童保育所）の移設です。そのことについて、質問をさせていただきます。

まず初めに、学童保育所そのものの町内の現状について質問させていただきます。

昨今、少子高齢化が進む日本において、2023年度の出生数は過去最低の約73万人であったと言われていています。恐らく今年度は70万人を切るのではないかととも言われています。白浜町におきましても、恐らく去年は最も低い出生数ではなかったかと、そのように想定してしまいます。全国的に出生数は年々減少していく、そのような時代ではありますけれども、一方で、小学生を対象とする放課後児童クラブ、白浜町では学童保育所と、そのように呼んでいますけれども、放課後児童クラブの令和5年度の登録者数は、過去最高の145万人であったと、そのように報告されていきました。町内の児童数も減少傾向ではあると思えますけれども、一方で、学童保育所の入所希望者数は年々増加している傾向ではないか、そのように思います。既に町内には、町直営4か所、委託事業先として民営が1か所の5か所が運営されています。元来学童保育所の目的は、保護者が就労、あるいは病気その他の理由により、放課後家庭において保育することができない、そのような児童の健全な育成を図ることを目的として、学童保育所が、私たちの町にも設置されてきました。

主に学校敷地内の施設、児童館、並びに公的施設、公民館等でありますけれども、そして最近の新・放課後子ども総合プラン（平成31年～）では、学校の余裕教室を活用したそのような学童保育所が年々増えてきていると言われていています。白浜町では、平成3年から保護者が自主的に実施していた夏休み期間中の学童保育事業が始まりで、平成5年6月に教育委員会が引き継ぎ、最初に白浜学童保育所が開設されたと言われていています。その後、地域の必要に応じて各小学校校区内に学童保育所が設置されてきた次第です。とりわけ日置川地域では、市町村合併以前の平成16年4月に、ガンバクラブが現在の日置川拠点公民館に開設されました。今年でちょうど20年を迎える施設となりました。

そこで、現在の学童保育所の利用登録児童数と実情について質問いたします。当局の答弁をよろしくお願いいたします。

**○議 長**

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育次長 廣畑君

**○番 外（教育次長）**

小森議員より、現在の学童保育所の利用登録児童数と実績についてご質問をいただきました。現在、白浜町には5か所の学童保育所がございます。在籍児童数は、12月現在、白浜学童保育所に78人、西富田学童保育所に136人、北っ子学童クラブに23人、しおつ学

童クラブに25人、ガンバクラブは34人で、定員315人に対して296人が在籍しております。町全体での小学校の児童数は減少傾向にありますが、学童保育所の利用申請は毎年ほぼ定員数に達する状況が続いており、多くの人が必要としている重要な子育て支援になってございます。白浜学童保育所、西富田学童保育所、しおつ学童クラブについては、平成24年度以降、順次学校敷地内に施設を建築しております。北っ小学童クラブは現在、北富田小学校に隣接する紀南農業協同組合、北ふれあいセンターの1階を借り受けて運営してございますが、今年度中に北富田小学校敷地内に新築移転する予定でございます。日置川地域のガンバクラブにつきましては、現在、日置川拠点公民館の一部を借り受けて運営しております。

以上です。

○議 長  
3番 小森君

○3 番

続けて2番目の質問に行きます。2番目はガンバクラブの現状と問題点です。

先ほど日置川地域の学童保育所として開設され、今年で20年を迎えると申しました。現在は日置小学校をはじめ、安宅小学校、安居小学校の児童が利用できる学童保育所として運営されています。先ほど、教育次長の説明では約34名の児童が利用していると伺いましたが、度々懸案事項として問題となっているのがやはり施設である日置川拠点公民館の老朽化であります。日置川拠点公民館は、そもそも昭和50年、1975年に建てられて、来年で築50年を迎えます。非常に老朽化した建屋となっております。昭和56年以前の旧建築基準法の建物でありますから、本来なら耐震基準を満たしていなければならない建物であります。いまだその工程というか、取組がなされていません。当初から、台風や高潮等の災害があるたびに、損傷箇所があちこちに見られ、そして修繕されてきたようではありますが、とにかく劣化度が激しく、近年では学童保育がなされている最中に建物の外壁が崩れ落ちたり、雨漏り等による内壁の損傷が激しく、本当に安心して安全に児童・生徒が過ごすことができる、そのような環境にはなっていません。これまでも同様の事案については相談された機会があったことと存じます。また、公共施設の耐震化についても、私も含めて何名かの方々が一般質問もされてきたことと思います。このような施設で、適切な学童保育が本当に運営されているということが言えるのでしょうか。当局の答弁をよろしく願いいたします。

○議 長  
番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

ガンバクラブにつきましては、先ほども申し上げましたが、日置川拠点公民館の一部を使用して運営してございます。議員のおっしゃるとおり、日置川拠点公民館は、昭和50年6月に建築され、耐震基準を満たしておらず、外壁の剥離などの老朽化も進んでいること、それから南海トラフ地震の津波浸水区域であることなどが懸念される状況でございます。また、運営面では図書館の日置川分室を利用できる利点があるものの、トイレなど地域住民が利用する設備を共有しているため、子供の見守りがしづらいこと、また、公民館内で開催される行事、会議とガンバクラブの開所日が重複することや、選挙期間中の期日前投票所が保育室の隣の部屋が会場になることなど、学童保育所専用施設ではないことによる利用の制限があ



る状況でございます。

○議 長  
3番 小森君

○3 番

続けて3番目の質問に移ります。3番目はより快適で安全が確保できる施設へというテーマで質問します。

2年ほど前からガンバクラブの代替施設、その代替施設の検討を教育委員会では開始していただきました。当初は日置小学校前にある旧銀行支店の跡地利用のため、本当に大変お忙しい中、奔走していただきましたが、その際、銀行側となかなかいい条件で借りるというのが難しく、今後使用することは困難であると、そのような形になってしまったと思うんですけども、その後、ほかの代替施設への取組等とかは一体どうだったことでしょうか、当局の答弁をよろしく願いいたします。

○議 長  
番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

日置小学校周辺におきまして、学童保育所に適した場所を検討してきたところでございますが、現在、教育委員会ではガンバクラブを日置中学校の空き教室を活用し、移転できないか検討してございます。ただし移転にはトイレの設置であるとか学童保育所支援員の事務スペースを含め、内部の改修が必要となります。

○議 長  
3番 小森君

○3 番

続いて4番目、代替施設へのスケジュール等々について質問させていただきます。

初めに、平成31年度から施行されている新放課後子ども総合プランによれば、放課後児童クラブの利用施設で最も多いのが、今、学校の余裕教室であると報告されています。これは待機児童の解消と整備推進のために、令和5年度にこども家庭庁から放課後児童対策パッケージという政策が実施されてきた、そういうこともあったからであります。その政策を利用し、今、先ほど教育次長から答弁がありましたように、日置中学校内の余裕教室を代替施設として早期に活用することができるならば、今後、どの程度の期間が必要となってくることでありましょうか。できるだけ早く安心・安全のできる施設へと移設していただきたいと思うんですけど、そのあたりがもし分かれば教えていただければと思います。当局の答弁よろしく願いいたします。

○議 長  
番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

予算確保が前提となりますけれども、今後、移転場所を確定し、設計業務を行った上で、仮に令和7年度中に国・県の補助申請を行った場合、認められれば、令和8年4月以降、改修に着手することができることとなります。

以上です。

○議 長

3番 小森君

○3 番

このガンバクラブ（学童保育所）の移設について、最後の質問をさせていただきます。

放課後児童対策パッケージには、全ての児童・生徒の安心・安全な居場所を確保するため、学校の余裕教室の利用促進が推奨されていると先ほどから申しております。もし、代替施設として、日置中学校内の余裕教室を使用することができるとすれば、やはりリフォームしていかなければならないと思うんです。そのような学童保育所として使えるような施設に。その場合、昨今、特別な配慮を必要としている児童が年々増えてきていることと存じます。特に発達に障害を持つ児童が、各小学校内でも増えてきていると思うわけです。そのような児童が学童保育所を利用する場合、安心して安全が確保できる施設として活用できるよう、特にそういう点を配慮願いたいと思うわけであります。

具体的に言えば、トイレのユニバーサル化、段差解消等を踏まえた教室の設置等を考慮していただくと、利用する児童だけでなく保護者も安心して預けることができるのではないのでしょうか。そのようなことを特に思うわけでありますけれども、当局の答弁をよろしく願います。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

議員より、改修の際へのご提案をいただきました。学童保育所を移設する際には、子供たちが安心して過ごせるよう取組を進めてまいりたいと思っております。

○議 長

3番 小森君

○3 番

これでガンバクラブ（学童保育所）の移設についてを終わりますけれども、本当に20年、日置川拠点公民館で学童保育所を継続してくださっています。できれば本当に一日でも早く、安心・安全な場所へ子供たちを移動といいますか、安心して学童保育所が運営できるようにしていただきたいんですけれども、取り組む中で、手続とかいろいろな作業がありますのでそれはよく分かりましたので、できるだけ早く移設先へと行けるように取り組んでいただければと思います。そしてこれは、日置川地域の子供だけじゃなくて白浜町内の子供たちが本当に安心・安全が確保できる、そういう居場所づくりを、こども家庭庁としても掲げていますので、そのことも十分踏まえて、子育て支援、子供たちのすばらしい環境づくりのためにぜひ取り組んでくださいますよう提言させていただき、この項の質問を終わりにいたします。

○議 長

以上で、ガンバクラブ（学童保育所）の移設についての質問は終わりました。

次に、空港対策室の設置についての質問を許可します。

3番 小森君

○3 番

それでは、4つ目のテーマ、空港対策室の設置について、これから質問をさせていただきます。

1つ目は、南紀白浜空港2，500メートル滑走路延長化に向けた取組といいますか、経

過について質問させていただきます。

今年の6月定例会において、私は同様の質問をこの場でさせていただきました。その際、今年の2月、県議会定例会において、岸本周平知事が、「南紀白浜空港2, 500メートル滑走路延長化へ向けて令和6年度予算項目に調査費用を計上する」と。そしてそのことを受けて、大江町長は「その調査結果を踏まえて今後検討する」と、そう答弁されたことと存じます。

あれから既に半年余りが過ぎようとしています。今年度ももう残り僅かとなりました。町民の中には、南紀白浜空港の滑走路延長について、今一体どこまで進んでいるのだろうか、そのような大きな期待を寄せている方々も少なくありません。実はここにおられる皆さんも既にご存じであるかと思えますけれども、一昨日、12月10日に行われた県議会一般質問において、ある議員から、滑走路延伸に関する意気込みを問われ、その際、岸本知事が、現時点での方向性について答えておられました。これは本当に最新の方向性でありますけれども、2日前に行われた県議会で知事がその質問に対して答弁をされました。そこでは4年をめどに可能性を探っていくと。既にいろいろと事務的な手続は国土交通省やいろいろな関係各位と協議はされているけれども、取りあえず4年後をめどに、本当にできるかどうかという可能性を探っていくと、2日前にはそういう答弁をされていました。県事業でもある港湾施策でありますから、今すぐに私ども白浜町がどのような動きや対策を取っていけばよいのかというのはなかなか容易なことではありません。そしてそのことは十分理解することができますけれども、町民の期待が大きければ大きいほど、一体どのような方向性で町は動こうとしているのか、そういう関心を寄せている方々がたくさんおられるわけであります。

そこで、今回の知事の方針を受けて、町としては、どのような組織体制をこれから考えていこうとされているのか、そのことをまず伺いたいと思います。当局の答弁をよろしく願います。

○議 長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 玉置君

○番 外（総務課長）

ただいま小森議員より、南紀白浜空港滑走路の延伸についてのご質問をいただきました。

令和6年1月18日に岸本知事から、南紀白浜空港の滑走路延伸2,000メートルから2,500メートルへというような発表がございました。令和6年度の予算において、滑走路延伸の事業可能性に係る検討といたしまして、空港需要見通しの検討、費用対効果、航空機大型化等の見直し、また、建設に係る検討といたしまして、現況施設及び地形・地盤条件の整理、環境状況調査等々、検討を実施していただいているというふうに聞いてございます。

今後、白浜町の体制というところになるんですけれども、令和6年8月28日の全員協議会でもご説明させていただいたように、白浜町としても、県の調査結果によって出される方針によりまして、今後空港対策室等、白浜町としての組織体制を検討してまいりますので、今後とも、引き続いて和歌山県の調査状況を注視し、情報交換を行ってまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○議 長

3番 小森君

### ○3 番

続いて2番目の質問に移ります。これが一応空港対策室の設置について最後の質問となります。2番目は今後の工程作業というテーマで質問させていただきます。

2024年1月には、和歌山県は南紀白浜空港の愛称を「熊野白浜リゾート空港」と、のように愛称を決められました。既に全国の多くの地方空港では、実施されている案件でありますけれども、この愛称とされたのには、やはり最初にも質問させていただいた中にも言いましたけれども、「紀伊山地の霊場と参詣道」がユネスコの世界遺産登録から20年という、そういう記念の年を迎えると。また、来年の大阪・関西万博の際、国内はもとより訪日外国人旅行者、がたくさん訪れると思うので、そういう方々にも慣れ親しんでほしいと。そしてぜひ南紀白浜空港を利用していただくことにおいて、たくさんの方々にこういう愛称で呼ばれる空港に触れていただくのがいいんじゃないかと、そういう形でつけられたことと思います。

幸いにも運営管理を委託されている株式会社南紀白浜エアポートのご尽力により、飛躍的に空港の利用者数は、ここ最近増えています。このような取組は今後の滑走路延長へ向けた大きな試金石となることと強く思いますけれども、町長が今取り組まれている台湾からのチャーター便もそれに向けた大きな要因となることではないでしょうか。もちろん何度も申し上げますが、県事業である港湾施策でありますから、それを踏まえてどう動いていくかが大事であることに変わりはありません。しかしながら、今後のさらなる空港の利用者増並びにこの紀南地域の活性化を目指していくとするならば、地元の白浜町としても何らかのリアクションといいましようか、取り組む姿勢や熱意が必要となってくることではないでしょうか。また、南海トラフ巨大地震を踏まえ、防災空港としての役割も今後ますます必要となってくることと強く思います。そうしたことを含めて、現時点でどのようにお考えになられているのか、当局といたしましようか、町長の答弁を最後によりしくお願いいたします。

### ○議 長

番外 町長 大江君

### ○番 外（町 長）

空港の滑走路延長のお話をいただきました。今ご指摘がありましたように、一昨日の知事の答弁が昨日の紀伊民報に大々的に載せていただいておりますけれども、かねがね知事ともいろんな場所でお話をする機会がありまして、空港は必ず話題に出ます。その中で、知事も最後に答えられておるんだと思いますが、一歩ずつ一歩ずつ、明けの明星を目指して努力するという、ここで締めくくりをされたわけでもありますけれども、私は、この現空港ができて28年、旧空港がもう56年になりますけれども、いささか現空港に関係をした1人として、先ほど申されました「熊野白浜リゾート空港」の愛称の式典があったときに寄せていただいて申し上げたんですけれども、これでやっと現空港は成人式を迎えたなど。28年、2,000メートルでやってきて、そして公募をして新しい名前をもらって、熊野白浜リゾート空港と、もうまさに次代に向けたこの空港として飛び立っていく、そういう名前をいただけたらなと思って感激をした1人であったわけであります。今、玉置課長が答弁をしましたように、第一義的には県がしっかり考えていく問題であります。同時に、その結果を出す上において、我々地元自治体としては、一緒にやっていかなければいけないことがあります。先ほど台湾のチャーター便もお話がありました。こういう航空需要を、新しい路

線をどう伸ばしていくのかということも大きな課題でありますし、やはり、今国土交通省の基本的な立場は、もう新しい地方空港の建設は認めないというのが1つの基本政策に変わりました。その中で今ある我々の含めた現空港を、可能な限り、受皿をどう大きくしていくのかという、そこに今我々は佳境に来ておるわけでありまして。私は今申し上げました台湾とのチャーター便、あるいは、もっと我々がしなければいけないことは、今東京、羽田、白浜、この3便、この乗降率をいかに高めていくのか、これは今、県と同じように同歩調でやらせていただいておりますけれども、もっとどんどんどん白浜から乗ってもらわなければいけない、人を増やしていくということでもあります。

かつて、今の現空港ができたときに、9月定例会だったか、6月だったか私が申し上げた記憶があるんですけども、あの当時、あの当時というのは、この現空港ができたときに和歌山県は御坊市から以南の和歌山県の職員の出張は必ず南紀白浜空港を使えと、必ず飛行機で行けという、こういう通達が知事からありました。その通達の中でどれだけの乗降率を高めたかというのは私は詳しい数字はありませんけれども、そういう中でそれぞれが今できること、やらなければいけないことを、県も、また、我々の田辺周辺の市町も協議会をつくってやってきたわけでありまして。そういう中で、今、和歌山県と進めておるのは、乗降率を高めていく中で、少し航空券に対しての補助が出せないだろうか。そういうことも、今、県と同じような方向で考えております。

そういう中で一つ一つ条件をクリアしていく。そして、知事が申されたように、一歩ずつ一歩ずつ明けの明星に近づいていくというこの作業は、やはり我々としてはしっかりやっっていかなければいけないことかなと、こんなふうに思います。

空港対策室の話が出ましたけれども、私は当時、現空港を2,000メートルにすることにおいて、当時の白浜町に大変迷惑をかけました。やはり用地を買いに行くのも、あるいは交渉するのも、あるいはまた、いろんな中で整理をしていくのも、やらなければいけないことは全て当該の自治体が負うわけでありまして。当時は、当時の白浜町にかなり私は苦勞をかけたというふうに記憶をしております。ですから、今度そういう立場になったときに我々はしっかりそのことに関して向き合っていかなければいけない。願わくは、我々の将来の白浜像として、このふるさと像として、やはり何とか2,500メートルが可能になったときには、我々のこの町の景色が、このふるさとの景色がすごく変わっていくというふうに思っております。しっかりそういう景色を変えて、我々の子供の代や孫の代に胸を張ってふるさとをしっかり引き継いでもらうという、そういうことも私たちは夢を見ながら、1つの方策としてこの2,500メートルが何とか可能にならないのか。

4年をめどにという数字が出ましたけれども、私はそれが3年にという思いで、2年はなかなか難しいでしょうけれども、やはり3年をめどにということ、私はこの記事を見て、そういうことを感じた1人でありまして。何とか、この空港のこれからの将来のためにも、また、小森議員をはじめ議長そして議員の皆さんの、また、同じ思いをいただいて、一緒に頑張っていけたらありがたいなど、こんなふうに思っております。答弁になったかどうか分かりませんが、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長  
3番 小森君  
○3番

ただいま、町長の南紀白浜空港に対する本当に熱いお考えといたしますか、お気持ち、当然、28年前の新空港の際に関わった1人としてのそういう思い入れも聞かせていただきました。知事が、本当に最初はまず調査からということから始まって、そして一昨日12月10日には、4年をめどに可能性を探ると、少し一歩進んで方向性を示されました。それで、町長も最初にも申されたように、本当に知事が一歩ずつ一歩ずつ明けの明星を目指して努力すると。こういう思いが1人でも多くの方々に伝わって広がっていくところに、この取組の実現が早まってくるというか、可能性が高くなってくると、私は町長の答弁を聞いて強く思わせられました。

どのような方向といたしますか、取組になるか分かりませんが、ぜひ、和歌山県の皆さんが、この空港に対してそのような期待といたしますか、思いを重ねていけるところに必ずや実現が見えてくると思いますので、そのように少しの間、待ちたいと思います。

それでは、私の本日の一般質問は以上にて終了させていただきます。ありがとうございました。

**○議 長**

以上で、空港対策室の設置についての質問は終わりました。

以上をもって、小森君の一般質問は終わります。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は、明日12月13日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議 長**

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会し、次回は12月13日金曜日午前10時に開会いたします。

議長 溝口 耕太郎は、14時11分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和6年12月12日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員